

## 下市町空き家活用推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町長は、町内の空き家の有効活用及び本町への移住定住を促進するため、下市町空き家バンクに登録されている物件の荷物撤去等に要する経費に対し、予算の範囲内において下市町空き家活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については下市町補助金交付規則（平成20年4月1日施行。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 下市町空き家バンクに登録されている物件の所有者
- (2) 町税を滞納していない者

### (補助対象経費及び補助金額)

- 第3条 補助対象経費は空き家の家財道具等の整理に直接要する経費とし、対象経費の全額とする。ただし、30万円を限度とする。空き家の家財道具等の整理は、下市町空き家バンク登録後に実施する家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃とする。
- 2 空き家の家財道具等の整理を行う施工業者は法人または個人事業者とし、個人に対する賃金、謝礼等については補助金の対象外とする。
  - 3 補助金の交付回数は、同一物件に対して1回限りとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下市町空き家活用推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

### (補助金対象事業の変更等)

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、又は中止しようとするときは、変更(中止)申請書(様式第3号)により町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業が完了したときは速やかに、実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容を精査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金等確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後において、交付決定者からの補助金請求書(様式第6号)を受け補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 対象物件を補助金交付日から3年未満で取り壊したとき。
- (2) 対象物件の下市町空き家バンクからの登録抹消を補助金交付日から3年未満で申し出たとき。  
ただし、売却、又は賃貸等の契約等が成立した場合はこの限りではない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この補助金の規定に違反したとき。

(調査等)

第11条 町長は、必要があると認めるときは交付決定者に報告を求め、又は担当職員に実施調査を行わせることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4月25日から施行する。